全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長
会議資料

令和５年３月

高齢者支援課

目次

１　介護施設等の整備及び運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２　介護施設等における防災・減災対策の推進について・・・・・・・・・・・・　22

３　業務継続計画（ＢＣＰ）の作成について・・・・・・・・・・・・・・・・・　42

４　養護老人ホーム・軽費老人ホームについて・・・・・・・・・・・・・・・・　44

５　有料老人ホーム等の適切な整備及び運営について・・・・・・・・・・・・・　59

６　高齢者の居住と生活の一体的な支援について・・・・・・・・・・・・・・・　86

７　介護現場の生産性の向上について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　92

８　福祉用具・住宅改修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　106

９　高齢者虐待の防止等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　118

10　介護サービス相談員制度等の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・　125

８.福祉用具・住宅改修について

（１）介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会について

介護保険の福祉用具については、令和２年 11 月２日の財政制度等審議会における指摘や、社会保障審議会介護給付費分科会における令和３年度介護報酬改定の議論も踏まえ、今般「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」を開催の上、貸与・販売種目の在り方について検討を進めていくこととしている。

本検討会では、貸与と販売のあり方に加え、福祉用具貸与等における適正化施策や、安全な利用の促進・サービスの質の向上についても検討しており、昨年９月にはこれまでの議論の整理をまとめたところである。議論の整理では、福祉用具貸与と特定福祉用具販売のあり方に関するもののほか、

- 適正化事業によるケアプラン点検や福祉用具貸与・販売調査の充実・強化
- 市町村等に蓄積されている事故情報等の共有、活用できる仕組みの検討
- 現に従事している福祉用具専門相談員に対する研修について、自治体の協力

といった、市町村等における福祉用具に関する取組等についても、言及されているところである。

厚生労働省としては議論の整理を踏まえ、引き続き検討の上、必要な取組を促進するところであるが、各都道府県におかれても、本内容について御了知いただくとともに、管内市町村に検討状況を周知し、適正化や、安全利用・質の向上に関する施策について、市町村と連携の上、より積極的に取り組んでいただきたい。

＜これまでの議論の整理＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27983.html

（２）介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

介護保険における福祉用具の対象種目については、専門的な知見に基づいた検討を行う必要があり、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」を開催し、「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」（７要件）に基づいて、種目・種類の拡充の検討を行っている。

近年、通信機能等の複合機能を搭載した新たな福祉用具が開発されており、テクノロジーが普及する現状を踏まえた福祉用具の考え方を改めて整理するため、令和２年度に、介護保険の福祉用具貸与における具体的かつ明確な評価・検討視点を再整理の上、令和３年度以降は少なくとも年１回、本検討会を開催することとしている。

更に、介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージにおいても、福祉用具については、最新の技術が的確に反映されるよう、在宅において要支援・要介護者の自立の促進と介助者の負担軽減に資するものであるかどうかという観点から、引き続き評価検討を進めるとしている。

福祉用具・住宅改修に関する要望等の方法（提案様式・提出先等）については、厚生労働省ホームページに掲載されていることから、各都道府県におかれては管内市町村、福祉用具貸与事業者、関係団体等に加え、産業振興関係部局等とも協力の上、管内の福祉用具製造企業等に周知いただきたい。

＜介護保険対象福祉用具・住宅改修に対する要望＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080056.html

（３）特定福祉用具販売の種目追加について

介護保険における福祉用具の給付対象種目について、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」における議論を踏まえ、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」（平成 11 年厚生省告示第 94 号）及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成 12 年１月 31 日老企第 34 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）を改正し、令和４年４月より、排泄予測支援機器が特定福祉用具販売の種目として追加されたところである。

更に、「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について」（令和４年３月 31 日老高発 0331 第３号）により、利用が想定しにくい状態、特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項（販売前の一定期間の試用の推奨）等、給付等にあたり留意すべき事項を示した。加えて、「介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るＱ＆Ａの送付について」（令和４年３月 31 日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡。以下「令和４年３月Ｑ＆Ａ」とする、）では、各通知の解釈等をＱ＆Ａ形式にて示したところである。

各都道府県におかれては、管内の各市町村や特定福祉用具販売事業者に対して、改めて通知や事務連絡の内容を周知するとともに、状況に応じて管内市町村の支給事例等を共有するなど、適切な給付・販売を行えるよう、必要な取組を進めていただきたい。

なお、令和４年度老人保健健康増進等事業を活用し、全国の自治体における排泄予測支援機器の給付状況等を調査しているところであり、結果がまとまりしだい公表を予定していることから、今後の給付に際して参考にされたい。

（４）福祉用具の貸与価格の公表や上限価格の設定等について

福祉用具については、平成 30 年度介護報酬改定等により、利用者の適切な福祉用具選定に資するよう、

- 国において、商品ごとに全国平均貸与価格を公表、貸与価格の上限（全国平均貸与価格＋１標準偏差）の設定
- 福祉用具専門相談員は利用者に対して、貸与しようとする商品の特徴や利用料・全国平均貸与価格を説明の上、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示する

等の取組を実施しているところである。

特に、福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、既に上限価格が設定されている商品の見直し頻度は３年に１度としており、令和２年 10 月 30 日に令和３年４月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表を、厚生労働省のホームページで行ったところである。

また、新商品については、３ヶ月に１度の頻度で全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧を公表しているので、福祉用具貸与事業者においては、随時本内容を確認いただくようお願いする。

各都道府県におかれては、管内の市町村及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくとともに、必要に応じて介護保険法に基づく実地指導・監査を行ってい

ただくようお願いする。

＜全国平均貸与価格・貸与価格の上限＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html

（５）福祉用具の安全な利用について

①　ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について

ハンドル形電動車椅子については、踏切の横断中など使用中の死亡・重傷事故が発生していることを踏まえ、「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について（通知）」（平成 29 年３月 31 日老高発 0331 第３号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）において、使用に当たっての具体的な留意事項等について通知したほか、令和２年度老人保健健康増進等事業を活用し、ハンドル形電動車椅子を貸与する際の留意事項等をまとめた安全利用に関する指導手順書の作成及びハンドル形電動車椅子の利用安全講習会の開催を行った上で、事業の成果を令和３年６月に情報提供したところである。

また、令和４年３月Ｑ＆Ａでも示しているとおり、安全利用に関する指導手順書について、ハンドル形電動車いすの使用に際して踏切の単独走行を一律に禁止するものではなく、生活動線上に迂回路がなく踏切を走行せざるを得ないような場合には、安全に利用できる方策をケアチームが検討した上で、判断できる旨を示したものと考えられることから、個々の居宅要介護者等の状態を踏まえ判断していただきたい旨を示したところである。

引き続き、各都道府県におかれては、福祉用具貸与事業所・福祉用具専門相談員によるハンドル形電動車椅子の貸与可否の判断や環境を踏まえた使用方法の指導・使用上の留意事項の説明等、適切な支援を行うよう、管内の市町村等への周知をお願いしたい。

＜ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策に関する研究事業＞
（一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会ホームページ）
http://www.jaspa.gr.jp/?p=1756

＜ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン、指導手順書＞
（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ）
http://www.zfssk.com/topics_detail.php#953

②　福祉用具に係る事故の情報提供について

令和３年３月５日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について」で周知したとおり、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時情報提供を行うこととしている。

引き続き、同事務連絡について確認をお願いするとともに、各都道府県におかれては、管内の市町村等への周知をお願いしたい。

また、（１）で先述した介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会では、消費生活用製品安全法に基づく重大事故報告について、事業者が義

務を知らずに報告が遅れたと思慮される事例もあるとの意見もあったことから、都道府県におかれては、関係部局とも協力の上、管内市町村、介護サービス事業者・施設、福祉用具の製造事業者等に対して、改めて都道府県への報告の義務について周知されたい。

（６）住宅改修について

介護保険制度における住宅改修については、在宅介護の重視、自立支援の観点から、利用者の日常生活を行う上で必要となる自宅の段差の解消、手すりの設置などの改修を対象としているところである。

平成 30 年度には、住宅改修の内容や価格を市町村が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、事前申請時に利用者が市町村に提出する見積書類の様式例（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を示したほか、複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員が利用者に説明することとしているので、各都道府県におかれては、管内の市町村等に周知いただくとともに、適切な実施についてお願いする。

（７）保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（福祉用具・住宅改修）について

保険者機能強化推進交付金は、介護保険法第 122 条の３に規定する交付金として、平成 30 年度より実施しており、福祉用具・住宅改修に関しても、リハビリテーション専門職、建築専門職の関与した適切な利用を推進するため、評価指標を設けているところである。しかし、その平均得点は他の指標と比べて低く（20 点満点中 7.95 点）、専門職の関与が進んでいない状況が明らかになっている。

このため、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、専門職の関与による利点（利用者の身体機能・生活状況・住環境と選定した福祉用具・住宅改修の内容の整合性がとれているか確認することが可能であること、住宅改修においては施行水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が担保されること、利用者の状態像と合致しない福祉用具・住宅改修に係る給付を削減することができ、介護給付費の適正化につながること等）を周知するとともに、専門職の派遣・紹介等を行うことにより、その取組の支援をお願いしたい。

（８）福祉用具購入費・住宅改修費の適切な支給について

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費・住宅改修費については、居宅介護サービス費等とは異なり、原則、各市町村で支給に向けた事務手続きが行われているところである。

しかし、ある自治体にて一人の職員のみに支給事務を担わせていたところ、利用事実のない死亡者を対象者にした架空の給付データを捏造のうえ、現金の受領に必要な対象者の印鑑を用意し、対象者に代わって現金を受け取りに来たように装い会計課窓口で受領するという方法で、長年に渡り福祉用具購入費・住宅改修費を詐取していたことが、令和３年に明らかになったところである。

ついては、このような公金の搾取を防ぐため、市町村においては適切な支給事務体制の確保、窓口払いの縮減等について改めて取り組んでいただくとともに、各都道府県におかれては、このような支給体制を行っている市町村に対して、管内の他の事例を紹介するなど、市町村の適切な支給に向けた支援に取り組んでいただきたい。

なお、従来から、福祉用具購入費・住宅改修費については、申請者等の一時的な負担を軽減するため、費用の１割（所得に応じて、２割・３割）を徴収した上で、利用者の委任に基づき事業者が市町村から購入費・改修費を受領する受領委任払いが一定の市町村で行われている。今般、総務省中部管区行政評価局において、受領委任払いの取組事例について情報収集を行ったレポートが作成されたことから、受領委任払いを実施していない市町村においては参考にされたい。

＜総務省ホームページ＞

https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/menu_11.html

（参考）介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会について

介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題等について、現行制度の貸与の原則や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点を踏まえた検討を行い、令和４年９月に、検討の方向性等も記した「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方に関するこれまでの議論の整理」をとりまとめた。

【検討事項】

①福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方の検討　②福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策
③福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応　等

【開催スケジュール】

開催時期	開催回	概要	開催時期	開催回	概要
令和４年２月17日	第１回検討会	福祉用具の現状と課題に関する意見交換	令和４年５月26日	第４回検討会	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論　②、③
令和４年３月31日	第２回検討会	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論　①	令和４年７月27日	第５回検討会	これまでの議論の整理
令和４年４月21月	第３回検討会	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論　①	令和４年９月５日	第６回検討会	これまでの議論の整理

【構成員】（順不同・敬称略）

名　前	所　属	名　前	所　属
安藤　道人	立教大学経済学部　准教授	七種　秀樹	一般社団法人 日本介護支援専門員協会　副会長
石田　光広	稲城市　副市長	田河　慶太	健康保険組合連合会　理事
岩元　文雄	一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会　理事長	田中　紘太	株式会社マロー・サウンズ・カンパニー　代表取締役
江澤　和彦	公益社団法人 日本医師会 常任理事	野口　晴子	早稲田大学政治経済学学術院　教授
岡田　進一	大阪市立大学大学院　生活科学部　教授	花岡　徹	一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会　会長
小野木　孝二	一般社団法人 日本福祉用具供給協会　理事長	東畠　弘子	国際医療福祉大学大学院　福祉支援工学分野　教授
久留　善武	一般社団法人 シルバーサービス振興会　事務局長	別所　俊一郎	東京大学大学院経済学研究科・経済学部　准教授
五島　清国	公益財団法人テクノエイド協会　企画部長	渡邉　愼一	横浜市総合リハビリテーションセンター　副センター長 一般社団法人日本作業療法士協会　生活環境支援推進室　副室長
近藤　和泉	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院長		

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会
これまでの議論の整理（概要）

令和４年９月14日

目次　及び　Ⅰ　総論

【目次】

Ⅰ　総論　基本的な考え方・・・1
Ⅱ　各論
1　福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2　福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3　福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応・・・・・・・・・・・・・5
Ⅲ　検討会における意見をもとに構成した具体的な整理案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

Ⅰ　総論　基本的な考え方

○　福祉用具貸与・販売種目のあり方等の検討に際しては、以下の基本的な視点を踏まえて、検討を進めるべきである。

・高齢者の自立

介護保険制度における、高齢者の自立支援、利用者自身の選択、予防重視、在宅重視という基本的な理念は普遍的であり、各サービス等によって日常生活の拡大や、社会参加によって地域共生社会の一員として暮らせることを目指すものであり、福祉用具の使用は一つの手段であることを認識した上で、高齢者等の自立にとって何が適切なのかを踏まえて検討をする必要がある。

・福祉用具貸与等が果たしてきた役割

在宅生活の維持や、効果的・効率的な給付において、福祉用具貸与や介護支援専門員との連携も含めた福祉用具専門相談員が果たしている役割の重要性を踏まえるべきである。

・制度の持続可能性の確保

今後も利用者が増加する一方、担い手である現役世代は減少していくことから、介護保険制度の持続可能性も踏まえて、共助の仕組みである福祉用具貸与について、介護保険方式の全体の中のリスクをどう考えるのか、社会保障制度としての公平性や機会均等、給付と負担等の観点から議論していくことが必要である。

・制度制定当時からの変化に伴う対応

介護保険法施行当初と比較して、福祉用具製品の充実や市場の拡大、要支援の者、要介護度１の者については特に増加率が高くなっていることから、これらの変化も踏まえ、現在の状況に即した議論を進めるべきである。

Ⅱ　各論

1　福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方の検討

（１）現行制度における福祉用具貸与と特定福祉用具販売の考え方の再整理

積極的な検討を求める意見	○　被保険者数、サービス利用者数、軽度とされている者（要支援・要介護1の者）の増加がある中、制度の持続可能性を高めるため、メンテナンスの必要性の低い品目、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価とされている貸与種目の整理に向けた検討を進めることが必要である。 ○　つえ、スロープ、手すりのうち、希望小売価格が特に廉価なものについては、利用目的等を考慮・整理した上で、販売に移行することも考えられる。例えば、スロープには価格が安価なスロープもあり、状態変化等による借り換えの割合も低いことから、これらは販売にしても利用者の負担は低いと考えられる。 ○　貸与の開始から一定期間経過したものについては、利用者の意向や負担の状況等を考慮して、貸与と販売の選択制を検討する必要がある。 ○　介護保険法における自立支援は自己決定が含まれており、貸与と販売の選択は考えられるが、適時・適切な用具を使用するため、状態の把握、利用の習熟等の期間等が必要であり、機械的に移行するのではなく、他職種と連携の上、判断するべき。
慎重な検討を求める意見	○　高齢者は状態の変化（悪化・改善等含む）が生じやすいため、適宜借り換え等も行うことができることから、在宅での自立した生活を維持するという目的を福祉用具貸与は果たしている。短期間で貸与が終了する者も一定数おり、必ずしも販売の方が利用者の経済的負担が少ないというものではない。また、「貸与と販売のあり方を考えること」と「現行では福祉用具貸与の場合にケアマネジメントの費用がかかること」とを分けて議論するべきである。 ○　福祉用具を購入した場合、利用者の状態や生活形態に合わなくなった場合の交換は困難。高齢者は出来るだけ一つの製品を長期間使い続ける傾向もあるが、耐用年数が過ぎた場合は交換をするべきである。 ○　福祉用具は貸与を原則として、福祉用具専門相談員によるモニタリングにより、用具の不適合・不具合を事前に察知し、状況に応じて製品の交換やメンテナンスを行うPDCAを実施しており、利用者の安全性確保が原則である。 ○　貸与から販売への移行ではなく、福祉用具貸与に要する費用を人のサービスと物のサービスに分けて、人のサービスは介護報酬に区分する、あるいは貸与価格を人のサービスと物のサービスに分けて提示する、更に、一定期間過ぎたら物のサービス価格に相当する分は貸与価格を変えることの考え方を整理し、奨励することも適正化の一つではないか。

（２）利用者の状態を踏まえた支援等

特定の利用者の状態	○　多様な利用者の状態を考慮すべきである。 ・要支援・要介護度が軽度、介護サービス利用開始直後、感染症等による急性増悪した直後の者等は改善が期待出来る。 ・基礎疾患の悪化や合併症の併発等は当初が軽度な状態であっても、状態が急変して悪化することがある。 ・退院直後は、日常生活動作（ADL）が低下して再入院の可能性がある一方、退院直後から改善傾向を示すこともある。 ・利用している介護保険サービスが福祉用具貸与のみで、一人暮らしの高齢者で近くに支えとなる者がおらず、地域生活そのものが不安定な者もいる。
利用期間の予測	○　進行性の疾患はある程度短い使用期間となるのが見込めるが、2年以上使用等の予測は、開始時点では困難。短期・長期の利用者の状態を見極める調査、長期利用の予測可能性等の検討が必要。 ○　利用期間の予測は、状態の安定性、進行性の疾患等、医学的な予後予測が必要で、主治医等の所見が重要。
関係者の連携	○　多様な高齢者の状態を踏まえた対応のためには、多職種の関係者が連携して、利用者に対して支援を行う必要がある。 ・主治医、作業療法士や理学療法士といったリハビリテーション専門職等も含めたチームによる利用者に対する支援のプロセスで、専門的な視点も含めた仕組みの推進等 ・利用者判断を支援するため、介護支援専門員と福祉用具専門相談員が連携の上、利用者の状態を踏まえた対応の実施を促進。 ○　多くの関係者が福祉用具を選定する際の参考とするため、福祉用具の選定の判断基準ついても見直しをするべき。

（３）福祉用具貸与・特定福祉用具販売後の継続した支援

福祉用具専門相談員による支援	○　貸与種目の福祉用具については、仮にその一部が販売に移行となる場合でも、提供後も身体状況の確認、使用方法の助言等といった継続した支援を行うべき。更に、特定福祉用具販売の既存種目も、用具の提供後の支援のあり方を検討するべき。 ○　現場の実態や負担を考慮した上で、一律の規定により、仕組みが形骸化しないよう、検討に際しては留意するべきである。
介護支援専門員等による支援	○　介護支援専門員による支援のない、現行の販売制度への移行には慎重な検討を求める意見もある一方、選択制を想定する場合においては、福祉用具の提供にあたって、福祉用具専門相談員と連携の上、介護支援専門員や地域包括支援センター等の一定の関与が必要という意見も踏まえて、検討を進める必要がある。

3

2　福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策

（１）貸与時における福祉用具の適切な選定の促進・利用

福祉用具貸与事業所が行う選定	○　福祉用具貸与事業所における用具の選定について過不足のないことが重要であり、自立支援を阻害する過剰な貸与・販売、不足による活動の制限を避けるため、医師やリハビリテーション専門職等の医療職も含めたチームケアの促進や連携強化、プロセスの標準化等を通じて、適正な給付を促す仕組みを構築するべきである。
福祉用具の選定の判断基準（ガイドライン）	○　平成16年度に策定された「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」について、適正化の方策のために、現在の給付事例等を踏まえて、多くの関係者がより活用できるようにすることも踏まえて見直しをするべきである。
特定の種目や種類の再評価や再整理	○　既存の介護保険の福祉用具の特定の種目や種類の再評価や再整理については、費用対効果、利用状況等のデータの把握、分かりやすい整理・体系等の必要性、利用者に及ぼす影響等も考慮しつつ、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」なども活用の上、考えられるものを丁寧に検討するべきである。

（２）貸与決定後等における給付内容の検証の充実

給付後の検証体制の構築	○　福祉用具貸与に関するアセスメント、選定相談、適合確認、貸与後の福祉用具が利用者に及ぼす影響についてのモニタリング、必要に応じたケアプランの見直し等が介護支援専門員や福祉用具専門相談員によって適切に行われるための取組の促進が必要である。 ○　適正化事業によるケアプラン点検や福祉用具貸与・販売調査について、適正な運用の観点から充実・強化を行うほか、福祉用具貸与・販売調査の多職種連携による検証の仕組みも、更に活かすことが重要である。 ○地域ケア会議を活用することにより、福祉用具貸与等における課題等の共有・気づきを促すべきである。
福祉用具貸与における同一種目の複数個支給等	○　手すりは極端に多いケースがあり、他の種目と併せて同一種目の複数個支給に一定の制限が必要という意見の一方、規制によって、複数個支給で満たすことができるニーズへの対応が困難になる可能性に懸念を示す意見もあることから、支給の実態や自治体における取組を把握の上、丁寧に検討する必要がある。

4

3　福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応

（１）福祉用具利用による事故を未然に防ぐ取組の促進、事故情報等の活用

福祉用具貸与・販売事業所における利用安全の促進	○　福祉用具の利用安全を促進するため、製品面の安全性を確保することに加え、利用者が使用方法を適切に理解することも必要であることから、福祉用具貸与・販売事業所において、防止のための支援の実施や、ヒヤリハットや事故情報を積極的に把握するための取組を促進するべきである。
事故情報、ヒヤリハット情報の共有	○　福祉用具の事故情報が行き渡るようにするため、他の福祉用具貸与事業者、製造事業者、レンタル卸、保険者等が事故情報等の共有・活用できる仕組みを検討するべきである。 ○　消費生活用製品安全法に基づく重大事故報告について、製造事業者、レンタル卸を含めて、報告の義務化の啓発の強化や仕組み作りを行うべきである。 ○　保険者に報告・蓄積されている事故情報等を施設・在宅の事業者も含めてフィードバックできる仕組み、保険者との連携方法等についても検討を進めるべきである。

（２）サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等に係る取組

福祉用具の提供におけるPDCAサイクルに基づく支援の提供	○　ケアプランや福祉用具貸与計画の作成、サービス提供、福祉用具の使用に関するモニタリング、メンテナンス、提供されるサービスのチェック・適正な評価等を通じてPDCAサイクルを行う仕組みの構築が重要である。 ○　多職種連携におけるPDCAサイクルについて、主治医やリハビリテーション専門職等が専門的な視点に基づいて評価を行う仕組みを創設するなど、医療職等も含めた多職種連携（チームケア）の効果的な実施を促進すべきである。
指定講習カリキュラム、現に従事している福祉用具専門相談員への研修	○　制度の知識、商品の知識、事故情報等々を常に最新のものを熟知する必要があるため、利用安全等に関する指定講習カリキュラムの見直しに加え、現に従事している福祉用具専門相談員への講習等の促進についても検討を進める必要がある。

5

Ⅲ　検討会における意見をもとに構成した具体的な整理について

○　「Ⅱ　各論」の各項目に係る議論の中で言及されることが多かった事項でもある、福祉用具貸与・特定福祉用具販売の選択が可能かどうかに対する考え方や、介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直しについて、これまでの検討会における構成員の意見をもとにすると、以下のとおり構成した上で、更に検討を促進することができるのではないか。

1　一部の貸与種目において福祉用具貸与・特定福祉用具販売の選択を可能かどうかに対する考え方

〇目的・背景
- 利用者本人の尊厳に応じた自立支援の徹底、自己決定権を行使による自己実現を図る機会の確保
- 被保険者数、サービス利用者数、軽度者の増加がある中での、制度の持続可能性の確保
- 様々な福祉用具が増えた中、貸与になじまない性質とされる「他人が使用したものに対する心理的抵抗感」等の捉え方の変化の可能性

〇選択制が可能かどうか検討する場合の福祉用具貸与・特定福祉用具販売の考え方
- 介護支援専門員や福祉用具専門相談員の支援については、特定福祉用具販売を選択した場合でも、福祉用具貸与と同様に、用具の使用期間においては実施すべきではないか
- 利用者が選択の検討をする際、メリットとデメリットを理解した上で選択し、最も適切な用具が給付されるようにするため、各種専門職において情報提供や連携が図られること、当該利用者の主治医等による医学的な意見を十分に踏まえること等が重要
- 用具提供後の支援の方法について、用具の所有権の利用者本人への移転、販売事業所における業務負担などを踏まえる必要がある
- 特定福祉用具販売を選択した場合の介護支援専門員のモニタリング等やそれらに伴う給付の取扱いについても検討が必要ではないか
- 有効性・安全性の検証のため、特定福祉用具販売を選択する場合でも一定の試用または貸与を含む期間の設定を検討すべきではないか

（対象）
- 比較的廉価で、利用者の状況を踏まえて判断された、ある程度中長期の利用が実態上見受けられる用具（例：歩行補助つえ、スロープ等）について、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の選択を可能とすることが考えられるのではないか
- 特定福祉用具販売の機会が広がることで、使用後の廃棄の増大により、コストが利用者や行政等に及ぶことにも考慮する必要がある

〇その他（検討の進め方等）
- 中長期的に用具を使用しているケースの実態を把握し、疾患等利用者の状態がどの程度予測できるか等を十分に議論するべき
- 進行性の疾患等により短期の使用となることが考えられる利用者についても考慮する必要があるのではないか
- 保険者、被保険者への幅広いアンケート調査などを行う必要があるのではないか
- 今年度から特定福祉用具販売の種目に追加された排泄予測支援機器について、給付された者への支援状況を把握の上、参考にするべき
- 選択制を導入した場合において、利用者の自己負担等はどのような変化が考えられるのかについて、検証するべきではないか

6

2　介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直し

○見直しの必要性
- 利用者の心身にあった選定により自立支援等が促進されるよう、平成16年度の策定以降に給付対象として追加された福祉用具もあるため、判断基準の見直しは必要
- 福祉用具の市場の拡大等により商品の種類も豊富になっていることを考慮するべき
- 軽度とされている者の利用も踏まえた検討
- サービス担当者会議、退院・退所時のカンファレンスなど、多職種連携の促進
- 医師やリハビリテーション専門職等の医療職の判断の必要性
- 地域ケア会議等の活用を想定した検討

○見直しの内容
- 策定当時は販売されていなかった類型の福祉用具製品の基準
- 疾病・疾患による分類の整理、LIFEの項目を踏まえた対応
- 身体機能の評価（特に転倒防止に関するアセスメントの充実）等による分類の整理
- 判断基準内容の細分化
- リハビリテーション、手段的日常生活動作（IADL）、社会参加の視点
- チェックシート、評価指標の活用
- 用具別の取扱いに関する注意事項の明記
- 同一種目の複数個給付も含めた適切な支給量についての考え方の整理　等

○その他（検討の進め方等）
- データの不足があるため、きめ細かな調査や研究事業等を引き続き行い、把握したデータ等を具体的に示していく必要があるのではないか

（※）現行の介護保険における福祉用具の選定の判断基準が平成16年度に策定された際は、老人保健健康増進等事業の調査研究を基に検討し、更に介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会における議論も踏まえて発出された。

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

【目的】
利用者や保険者等の意見・要望を踏まえ、新たな種目・種類の取り入れや、拡充等の検討のため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催。

【検討事項】
・介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や拡充についての妥当性や内容に関すること。
・その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関すること。

【評価・検討の流れ】

■新規提案の場合

通年	厚生労働省HPより提案票の受付。（11月以降に受付けた提案は、次年度の検討会で評価・検討）
11月～１月	提案資料の確認。評価検討に必要な情報が不十分な場合、委員の助言を踏まえ、追加データを提案者に依頼。
２月～３月	評価検討会を開催し、提出された要望について種目・種類の追加や拡充の妥当性や内容を評価・検討。

■「評価検討の継続」と判断された提案の場合

通年	必要なエビデンス等が整理され次第、随時評価検討を実施。（改めての提案票の提出は不要）

（イメージ）

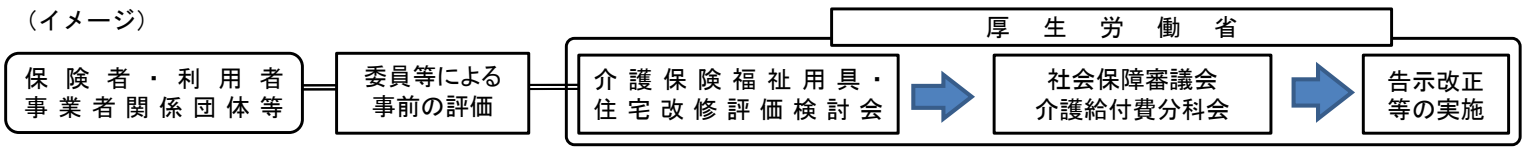

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会　構成員（順不同・敬称略）

令和4年6月時点

氏　名	所属・役職	氏　名	所属・役職
石田　光広	稲城市　副市長	大串　幹	兵庫県立リハビリテーション中央病院　院長補佐　診療部長
井上　剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所　部長	久留　善武	一般社団法人シルバーサービス振興会　事務局長
井上　由起子	日本社会事業大学専門職大学院　教授	五島　清国	公益財団法人テクノエイド協会　企画部長
岩元　文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会　理事長	濱田　和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会　副会長
上野　文規	介護総合研究所 元気の素　代表	松本　吉央	産業技術総合研究所　人間拡張研究センター
大河内　二郎	介護老人保健施設竜間之郷　施設長	渡邉　顯一	一般社団法人日本作業療法士協会　生活環境支援推進室　副室長 横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長

排泄予測支援機器について

○　介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や拡充を検討する「介護保険福祉用具住宅改修・評価検討会」での議論を踏まえ、令和４年４月より、排泄予測支援機器が特定福祉用具販売の給付対象種目に追加。

【排泄予測支援機器の具体的な形状や機能】

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。

【給付時の留意事項】

1．給付対象、利用者が想定しにくい状態

運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝達が困難等により、トイレでの排尿が困難な者のうち、排尿機会の予測により、失禁を回避し、トイレでの排尿が見込める者。一方、要介護認定の調査項目のうち、排尿が「１．介助されていない」、「４．全介助」の者は利用が想定しにくい。

2．医学的な所見の確認について

認定審査における主治医の意見書といった医学的な所見により、特定福祉用具販売事業者は居宅要介護者等の膀胱機能を確認する。

3．特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項

装着の可能性、通知の理解やトレイまでの移動や誘導の可能性等を確認。なお、販売の前に一定期間の試用も推奨。

継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導等に努めること。

4．市町村への給付申請

利用者は、主治医の意見書等の書面を申請書に添付すること。

市町村は、利用者の状態や介助体制、使用状況を確認する必要がある場合、利用者、特定福祉用具販売事業者等に対して事実関係の聴取を実施すること。　等

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

○　適正化を図るため、平成30年10月より、商品ごとに「全国平均貸与価格＋１標準偏差（1SD）」を福祉用具の貸与価格の上限としている。

※　標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格＋１標準偏差（1SD）」は正規分布の場合、上位約16%に相当。

※　上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い

※　平均貸与価格は公表前の概ね3か月間の平均価格を算出。

○　上限設定等の対象になるのは、月平均100件以上の貸与件数がある商品。

○　新商品については、3ヶ月に1度の頻度で公表、既に設定されている商品は3年に一度の割合で見直しを行う。

※　既設定商品の見直しは施行当初は1年に一度としていたが、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案して、令和3年度より3年に一度とした。

○　事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、上限設定の公表は概ね6ヶ月前に行う。

貸与価格の上限設定のイメージ（正規分布）

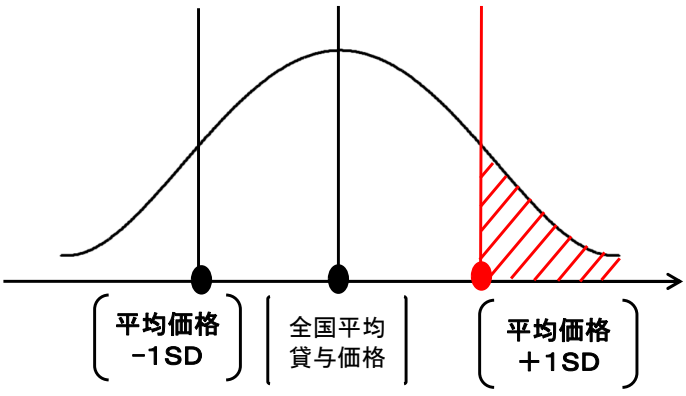

上限価格が設定されている商品数

○　4,121商品（令和５年１月１日現在）

直近1年の公表実績

公表時期	公表商品数	適用時期
令和４年４月	59（新商品）	令和４年10月
令和４年７月	63（新商品）	令和５年１月
令和４年10月	61（新商品）	令和５年４月
令和５年１月	76（新商品）	令和５年７月

福祉用具に関する事故等の情報収集

○　福祉用具に関する事故等の情報は、消費者庁、製品評価技術基盤機構、テクノエイド協会、市町村等がそれぞれ収集している。

○　厚生労働省は令和3年３月より、消費者庁から 公表されている 消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時、保険者や関係団体に共有している。

消費者庁	消費生活用製品安全法に基づき事業者から報告を受けた重大製品事故の情報及び消費者安全法に基づき関係機関から通知を受けた重大事故等の情報を、定期的に公表　※製品起因かどうか原因究明中の事故を含む また、これらの情報については、事故情報データバンク（消費者庁及び国民生活センターが共同して管理運営）で公表等を行うとともに、必要に応じて、同種事故の発生・拡大の防止を図るための注意喚起を実施
独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）	重大製品事故に該当しない製品事故の情報収集を行うほか、消費生活用製品安全法に基づく製品事故等の調査を通じ、当該メーカー等に事故防止に向けた対策を働きかけるとともに、製品の安全性を高める規格・基準等の制定支援や誤使用等の防止に向けた情報を発信
公益財団法人テクノエイド協会	福祉用具について「製品に起因しない事故」や「ヒヤリ・ハット情報」等を収集し、その要因の分析を行い、ホームページや冊子で情報提供 ※「ヒヤリ・ハット」情報はNITEが公表している事故情報と、当該協会が高齢者介護に携わっている者を対象に行ったアンケート調査の結果等をもとに、事例情報として加工
市町村	居宅サービス等の運営基準に基づき、居宅サービス提供時の事故発生について、事業所から連絡を受理

令和５年度保険者機能強化推進交付金に係る評価結果（市町村分：福祉用具貸与・住宅改修）

○　保険者機能強化推進交付金に係る評価について、Ⅲ（１）⑤「福祉用具貸与や住宅改修の利用に関し、リハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設けているか。」の都道府県別市町村得点は、以下のとおり。

○　20点満点中、最高点は13.９点（山口県）、最低点は２.１点（沖縄県）、平均点は８.０点であった。

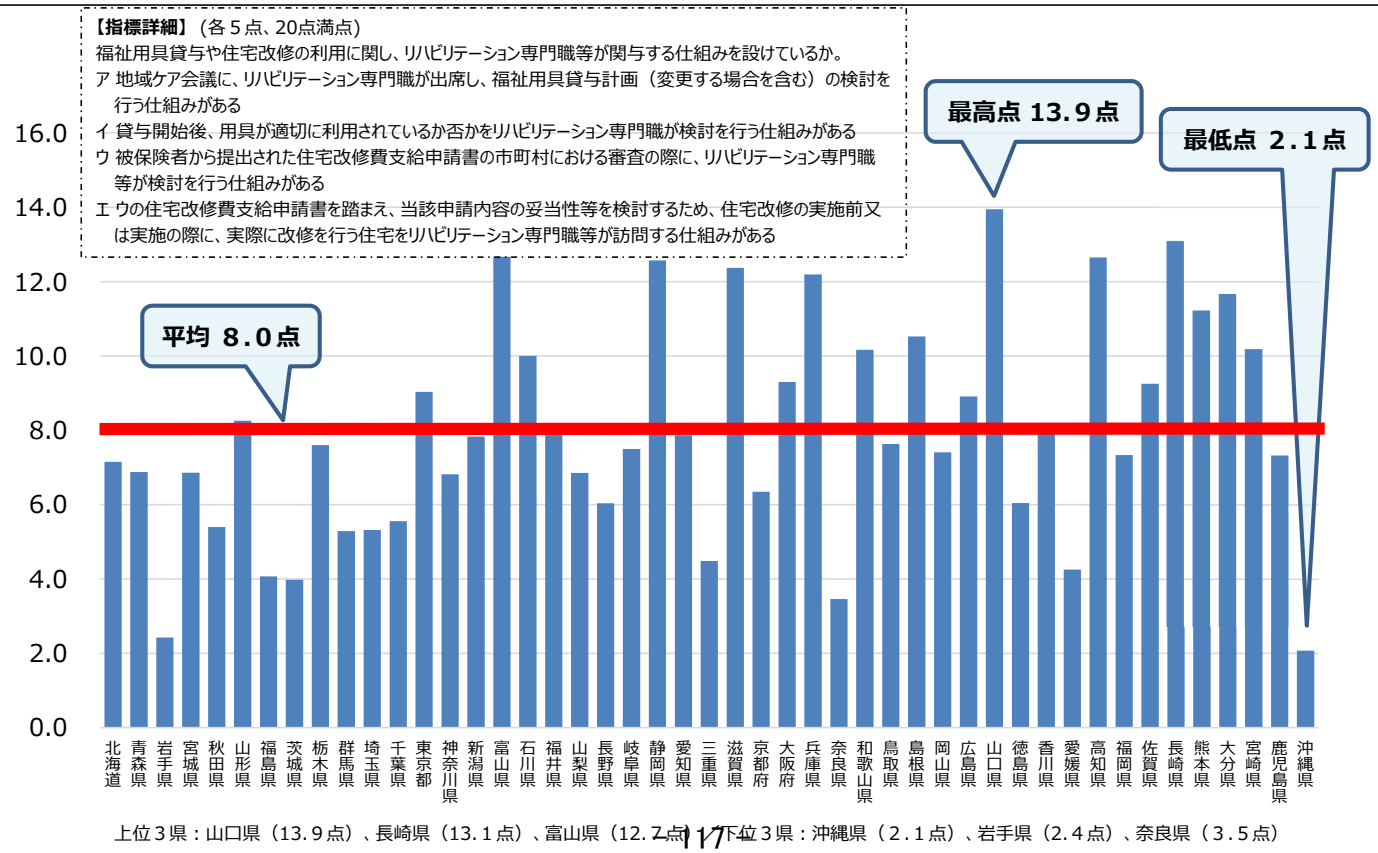

上位３県：山口県（13.９点）、長崎県（13.１点）、富山県（12.７点）　下位３県：沖縄県（２.１点）、岩手県（２.４点）、奈良県（３.５点）